

【別記 1】 （事業者認定申請書の様式（例））

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用
に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

（事 業 者 名）
年 月 日

全国国有林造林生産業連絡協議会
会 長 殿

（申請者）
事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用
に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明、
間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定
実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 4 分別管理及び書類管理の方針（別添 1 を参照して適宜作成。GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、別添 1－2 を参照。）
- 5 その他（注）：（別添：適宜作成）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入。

【別記 1 ア】（事業者認定申請書（継続）の様式（例））

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

年 月 日

全国国有林造林生産業連絡協議会
会 長 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去 3 年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針（別添 1 を参照して適宜作成。GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、別添 1－2 を参照。）
- 6 その他（注）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入。

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書（例）

（事業 者 名）

年 月 日作成

本方針書は、全国国有林造林生産業連絡協議会が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という。）に基づき確認する間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という。）に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当（事業者名）において、原木等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木等の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と

混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・ 原木等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

（書類管理の実施）

- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木等取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添 1－2】（新設）

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

（事 業 者 名）
年 月 日作成

本方針書は、全国国有林造林生産業連絡協議会が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という。）に基づき確認する間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という。）に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という。）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当（事業者名）において、原木等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

- ・ 分別管理・GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理・GHG関連情報等責任者として定める。
- ・ 分別管理・GHG関連情報等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木等の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確

認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・ 原木等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

- ・ 原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、GHG関連情報の管理等に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・ GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。
- ・ 出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・ 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理の実施)

- ・ 分別管理・GHG関連情報等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木等取扱量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別記2】（事業者認定書の様式（例））

事 業 者 認 定 書

年 月 日

〇〇事業体

代表 〇〇 〇〇 殿

全国国有林造林生産業連絡協議会
会 長

年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書について、本会の合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の認定には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号：全国造生協一

※GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含む場合

全国造生協G一

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記３－１】合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供
する木質バイオマスの証明書の様式（例）

※丸太のまま販売する場合

番 号
年 月 日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇 殿
(販売先)

〇〇素材生産事業者
認 定 番 号

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証
明します。

１．木材の種類

種 類	該当するものに ○印（複数可）
（１）合法的に伐採された原木	
（２）間伐により生産された丸太	
（３）間伐材等由来の木質バイオマス	
①間伐材（除伐によるものを含む場合はその旨を記載）	
②森林経営計画対象森林	
③保安林等	
④国有林・官行造林	

2. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3. 物件（森林）所在地
4. 伐採面積
5. 樹種
6. 数量
7. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分

☐ 林地残材等

☐ その他伐採木

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量：☐ 4 t 車以上 ☐ 10 t 車以上 ☐ 20 t 車以上

輸送距離：☐ 10km以下 ☐ 20km以下 ☐ 30km以下 ☐ 40km以下

☐ 50km以下 ☐ 100km以下 ☐ 150km以下 ☐ 200km以下

☐ 300km以下

8. その他必要事項

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知、売買契約書(国有林)等の関連書類の写しを添付。

GHG関連情報については、必要に応じて加除する（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要）。

注： 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記 3－2】 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供
する木質バイオマスの証明書の様式（例）

※チップ等に加工して販売する場合

番 号
年 月 日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇 殿
（販売先）

〇〇素材生産事業者
認 定 番 号

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証
明します。

1. 全て「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライ
ン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
2. 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された
間伐材であること。
3. 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」
に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
4. 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」
に基づく一般木質バイオマスであること。

※ 上述 1～4 の項目に○で明記すること

記

1. 樹種
2. 数量

3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（1）原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備 考

（2）加工区分

☐チップ加工

☐ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）

☐ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

（3）製品輸送区分

トラック最大積載量：☐4 t 車以上 ☐10 t 車以上 ☐20 t 車以上

輸送距離：☐10km以下 ☐20km以下 ☐30km以下 ☐40km以下

☐50km以下 ☐100km以下 ☐150km以下 ☐200km以下

☐300km以下

4. その他必要事項

※ GHG関連情報については、必要に応じて加除する（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）。

注： なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記 4】 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告の様
式（例）

全国国有林造林生産業連絡協議会
会 長 殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイ
オマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり
合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドライ
ンに基づき確認された間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された
木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	年 4 月 1 日 ～ 年 3 月 3 1 日
2. 木材の取扱量（総数）	原木入荷量 m ³ 丸太のまま出荷した量 m ³ チップ等に加工して出荷した量 m ³
3. 2のうち、合法性ガイドラインに基づ く合法木材であると証明されたもの	原木入荷量 m ³ 丸太のまま出荷した量 m ³ チップ等に加工して出荷した量 m ³
4. 2のうち、間伐材ガイドラインに基づ く間伐材であると証明されたもの	原木入荷量 m ³ 丸太のまま出荷した量 m ³ チップ等に加工して出荷した量 m ³

5. 2のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来の木質バイオマスであると証明されたもの	原木入荷量 m³ 丸太のまま出荷した量 m³ チップ等に加工して出荷した量 m³
うち GHG 関連情報を伴うもの	原木入荷量 m³ 丸太のまま出荷した量 m³ チップ等に加工して出荷した量 m³
6. 2のうち、発電用ガイドラインに基づく一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木入荷量 m³ 丸太のまま出荷した量 m³ チップ等に加工して出荷した量 m³
うち GHG 関連情報を伴うもの	原木入荷量 m³ 丸太のまま出荷した量 m³ チップ等に加工して出荷した量 m³

【別記 5】（認定取消通知書の様式（例））

事業者の認定取消通知書

年 月 日

殿

全国国有林造林生産業連絡協議会
会長

貴事業者については、年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十の規定に基づき、年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

1. 団体認定番号
2. 事業者の名称
3. 代表者の氏名
4. 事業者の所在地
5. 取消の理由